



佐賀県公報

平成18年
4月3日
(月曜日)
号 外

目次

(◎は、県例規集に登載する。)

公 告

○平成十八年度製菓衛生師試験の実施

(主任簿士監)

○ 公 告

製菓衛生師法 (昭和41年法律第115号) 第4条の規定により、平成18年度佐賀県製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成18年 4月 3日

佐賀県知事 古 川 康

1 試験日時及び会場

平成18年 5月16日 (火)

集合時間 午前 9時30分

試験時間 午前10時から正午まで

試験会場 佐賀県職員互助会館 (佐賀市城内一丁目6番5号)

2 試験科目

(1) 試験科目 試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

(2) 試験科目の一部免除

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願うものについては、上記試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

3 受験資格 次のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第47条に規定する者 (製菓衛生師法

附則第3項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。) であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの

(2) 学校教育法第47条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したものの

(3) 製菓衛生師法施行の際 (昭和41年12月26日) 現に菓子製造業に従事していた者 (学校教育法第47条に規定する者を除く。) であって、菓子製造業に従事した期間が3年を超えているもの

4 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成18年4月10日 (月) から4月21日 (金) まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

なお、郵送の場合は、平成18年4月21日 (金) の消印があるものまで受け付けます。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受験願書提出先

ア 県内に住所を有する者は、県内各保健福祉事務所

イ 県外に住所を有する者は、佐賀県健康福祉本部生活衛生課又は県内各保健福祉事務所

郵送の場合は、必ず書留郵便とし「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書きしてください。

5 提出書類

(1) 受験願書

(2) 写真 (出願前6月以内に撮影した正面脱帽上半身像で、裏面に氏名を記載した名刺版無台紙のもの)

(3) 3の(1)に該当する者については、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養

成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

(4) 3の(2)に該当する者にあつては、学校教育法第47条に規定するものであることを証する書類(中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書)及び菓子製造業従事証明書

(5) 3の(3)に該当する者にあつては、受験資格を有することを証する書類

(6) 試験科目の一部免除を願ひ出る者にあつては、職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士であることを証する書類(技能検定合格証書の写し)

6 受験手数料

9,400円(佐賀県収入証紙を受験願書にはり付けて納入すること。)

なお、納入された手数料は、いかなる場合でも返還しません。

7 受験願書用紙の配布場所

(1) 佐賀県健康福祉本部生活衛生課

(郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)

(2) 県内各保健福祉事務所衛生対策課

(3) 佐賀県菓子工業組合

また、佐賀県庁のホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp>)から願書等をダウンロードすることもできます。

なお、受験願書を郵便により請求する場合は、請求者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、90円分の切手をはった返信用封筒(長形3号、縦23.5センチメートル横12センチメートル)を同封のうえ、封筒の表に「製菓衛生師試験受験願書請求」と朱書きしてください。

8 受験手続に関する問い合わせ先

受験手続その他詳細については、県内最寄りの保健福祉事務所又は佐賀県健康福祉本部生活衛生課(電話0952-25-7077)に問い合わせてください。